

(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 (論点整理) 【新旧対照表】

赤 : 委員意見 青 : 市長意見 緑 : 複数者からの意見 黒 : 事務局意見

※旧は、令和 5 年度第 1 3 回千葉県環境影響評価委員会資料 (令和 6 年 1 月 1 9 日開催)。下線部は、変更箇所。

図書: 方法書該当ページ	新	旧
2-1	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性【答申前文】</p> <p>ア 本事業は、松戸市内で発生する一般廃棄物の処理を行う和名ヶ谷クリーンセンター (以下「現施設」という。) の老朽化に伴い、同市の別の場所にある都市計画対象事業実施区域 (以下「事業区域」という。) において、令和 2 年に稼働を停止した旧施設を解体し、その跡地に新たな廃棄物焼却等施設 (以下「本計画施設」という。) を設置する計画である。</p>	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 本事業は、松戸市内で発生する一般廃棄物の処理を行う和名ヶ谷クリーンセンター (以下「現施設」という。) の老朽化に伴い、同市の別の場所にある都市計画対象事業実施区域 (以下「事業区域」という。) において、令和 2 年に稼働を停止した旧施設を解体し、その跡地に新たな廃棄物焼却等施設 (以下「本計画施設」という。) を設置する計画である。</p>
2-9	<p>イ 本計画施設の廃棄物処理方式は、ごみ焼却方式又はガス化熔融方式を候補とし、令和 6 年度中に決定するとしている。</p>	<p>イ 本計画施設の廃棄物処理方式は、ごみ焼却方式又はガス化熔融方式を候補とし、令和 6 年度中に決定するとしている。</p>

<p>2-6, 2-10～12, 2-33</p>	<p>ウ 旧施設の稼働停止後、一部の廃棄物を市外に処理委託していた状態を解消し、市内で発生する全ての一般廃棄物を処理するため、本計画施設の1日当たりの処理能力は、旧施設の約2倍に当たる402トン(134トン×3炉)を予定している。<u>本計画施設の稼働に伴い、現施設は稼働を停止する。</u></p>	<p>ウ 旧施設の稼働停止後、一部の廃棄物を市外に処理委託していた状態を解消し、市内で発生する全ての一般廃棄物を処理するため、本計画施設の1日当たりの処理能力は、旧施設の約2倍に当たる402トン(134トン×3炉)を予定している。</p>
<p>3-25, 26 3-102～110</p>	<p>(2) 地域特性【答申前文】</p> <p>ア 事業区域は、柏市及び鎌ヶ谷市との市境に程近い松戸市東部の住居が密集する地域に位置し、敷地北側に沿って上大津川が流れている。また、事業区域の近傍には、学校、福祉施設や保育施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在している。</p>	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 事業区域は、柏市及び鎌ヶ谷市との市境に程近い松戸市東部の住居が密集する地域に位置し、敷地北側に沿って上大津川が流れている。また、事業区域の近傍には、学校、福祉施設や保育施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在している。</p>
<p>該当ページ なし</p>	<p><u>イ 事業区域の周辺には森林が点在し、ツミやオオタカ等の希少猛禽類の繁殖が確認されている。</u></p>	<p>(新規追加) ※前回委員会を踏まえ、地域特性として追加</p>
<p>3-84, 85</p>	<p><u>ウ 事業区域内のクリーンセンター公園(以下「センター公園」という。)は、植物の生育基盤が乏しい周辺環境において、人が自然と触れ合える貴重な緑地である。事業の実施により、緑地が改変・縮小されることによる生態系への影響や人と自然との触れ合いの活動の場等への影響が懸念される。</u></p>	<p>(新規追加) ※前回委員会を踏まえ、地域特性として追加</p>

2-14	<p>エ 事業区域の工作物の高さは、航空法により、海上自衛隊下総航空基地の滑走路の標高から45メートル以下に制限されている。事業区域の標高は、当該滑走路より約10メートル低くなっていることを踏まえ、煙突高さは旧施設と同じ高さの55メートルを計画している。</p>	<p>イ 事業区域の工作物の高さは、航空法により、海上自衛隊下総航空基地の滑走路の標高から45メートル以下に制限されている。事業区域の標高は、当該滑走路より約10メートル低くなっていることを踏まえ、煙突高さは旧施設と同じ高さの55メートルを計画している。</p>
2-28	<p>2 事業計画</p> <p>(1) 事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。【答申】</p>	<p>2 事業計画</p> <p>(1) 事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。</p>
該当ページなし	<p><u>(2) 松戸市では、「松戸市みどりの基本計画」(2022年4月)において、公共施設の整備にあわせ、グリーンインフラの視点による質の高いみどりの創出に努める等の方針を掲げている。よって、事業計画の検討は、センター公園の整備と一体的に行い、公園利用者や専門家等への意見聴取により、最適な緑地の保全又は創出に努め、改変・縮小による環境影響をできる限り回避又は低減すること。【答申】</u></p>	<p>(新規追加)</p> <p>※前回委員会を踏まえ、必要な論点として追加</p>
2-9	<p>(3) 本計画施設の処理方式について、今後決定される計画であることから、決定までの検討結果や選定理由を準備書に記載すること。【指導】</p>	<p>(2) 本計画施設の処理方式について、今後決定される計画であることから、決定までの検討結果や選定理由を準備書に記載すること。</p>

<p>5-10</p> <p>5-10</p> <p>5-30, 5-36～44</p> <p>5-13</p>	<p>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法</p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>ア 方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法について、処理方式の決定に伴い変更する必要がある場合には、適切に見直すこと。【答申】</p> <p>イ 予測を行う段階で処理方式が決定されていない場合には、環境影響が最大となる条件を用いること。【答申】</p> <p>(2) 大気質及び悪臭</p> <p>ア <u>事業区域が周辺の地盤より低いことや、周辺の標高が方向によって異なることを踏まえ、発生源と予測地点との標高差を考慮した予測及び評価を行うこと。また、周辺に高層住居等が存在し、当該位置が最大着地濃度地点よりも発生源に近い場合、予測地点とされている高さ地上1.5メートルより高い位置で高濃度となるおそれがあることから、鉛直方向を考慮した予測を行うこと。</u>【答申】</p> <p>イ <u>大気質並びに気象</u>の状況に係る文献調査について、事業区域から約2キロメートルに位置する柏市南増尾一般環境大気測定局の測定結果も用いること。【答申】</p>	<p>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法</p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>ア 方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法について、処理方式の決定に伴い変更する必要がある場合には、適切に見直すこと。</p> <p>イ 予測を行う段階で処理方式が決定されていない場合には、環境影響が最大となる条件を用いること。</p> <p>(2) 大気質及び悪臭</p> <p>ア <u>事業区域</u>周辺に高層住居等が存在し、当該位置が最大着地濃度地点よりも発生源に近い場合、予測地点とされている高さ地上1.5メートルより高い位置で高濃度となるおそれがあることから、鉛直方向を考慮した予測を行うこと。</p> <p>イ 大気質の状況に係る文献調査について、事業区域から約2キロメートルに位置する柏市南増尾一般環境大気測定局の測定結果も用いること。(柏市)</p>
--	---	--

5-78~83	<p>ウ 施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは処理方法が異なることから、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。</p> <p>【答申】</p>	<p>ウ 施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは処理方法が異なることから、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。</p>
5-78~83	<p>エ 施設の稼働による悪臭について、柏市では、特定悪臭物質濃度による規制を行っていることを踏まえ、同市内においては、当該濃度についても、調査、予測及び評価を行うこと。【答申】</p>	<p>エ 施設の稼働による悪臭について、柏市では、特定悪臭物質濃度による規制を行っていることを踏まえ、同市内においては、当該濃度についても、調査、予測及び評価を行うこと。(委員、柏市)</p>
5-88	<p>(3) 水質</p> <p>工事の実施に係る土質の状況調査の調査地点を1地点以上としていることについて、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき、複数地点から土砂を採取するとともに、調査地点を準備書において図示すること。【指導】</p>	<p>(3) 水質</p> <p>工事の実施に係る土質の状況調査の調査地点を1地点以上としていることについて、「千葉県環境影響評価技術細目」に基づき、複数地点から土砂を採取するとともに、調査地点を準備書において図示すること。</p>
5-56~68	<p>(4) 騒音及び超低周波音</p> <p>ア 施設の稼働による超低周波音に係る調査地域について、騒音と同様に事業区域から概ね100メートルまでの範囲とされているが、一般に超低周波音は距離減衰が小さく、より遠距離の住居等への影響が懸念されることから、適切に設定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>【答申】</p>	<p>(4) 騒音及び超低周波音</p> <p>ア 施設の稼働による超低周波音に係る調査地域について、騒音と同様に事業区域から概ね100メートルまでの範囲とされているが、一般に超低周波音は距離減衰が小さく、より遠距離の住居等への影響が懸念されることから、適切に設定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。</p>

5-56～68	<p>イ 工事の実施及び施設の稼働による影響について、事業区域が周辺の地盤より低いこと等を踏まえ、音源の位置及び高さ並びに遮蔽物の有無等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。【答申】</p>	<p>イ 工事の実施及び施設の稼働による影響について、事業区域は周辺の地盤より低いことを踏まえ、音源の位置及び高さ並びに遮蔽物の有無等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>
5-88, 89	<p>(5) 土壌</p> <p>土壌汚染に係る調査地点について、地歴調査により旧施設稼働時の土地の利用履歴を十分に把握し、その結果を踏まえ、より土壌汚染のおそれの大きい箇所に設定すること。</p> <p>【答申】</p>	<p>(5) 土壌</p> <p>土壌汚染に係る調査地点について、地歴調査により旧施設稼働時の土地の利用履歴を十分に把握し、その結果を踏まえ、より土壌汚染のおそれの大きい箇所に設定すること。</p>
5-121	<p>(6) 温室効果ガス等</p> <p>ア 本計画施設の稼働に係る予測結果と現施設の稼働時における温室効果ガス排出量の比較による評価も行うこと。</p> <p>【答申】</p>	<p>(6) 温室効果ガス等</p> <p>ア 本計画施設の稼働に係る予測結果と現施設の稼働時における温室効果ガス排出量の比較による評価も行うこと。</p>
5-121	<p>イ 温室効果ガスの排出量の予測に当たっては、排出量の算定に必要な排出係数や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。【指導】</p>	<p>イ 温室効果ガスの排出量の予測に当たっては、排出量の算定に必要な排出係数や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。</p>